



今年度以降の協議会について

「水防災意識社会再構築ビジョン」による大規模減災協議会

背景

- 大規模洪水氾濫により**逃げ遅れ**で多数の犠牲者が生じた、H27関東・東北豪雨及びH28複数の台風では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備が必要といった課題が明らかになった。
- このような課題に対応するためには、地方公共団体・河川管理者・水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ綿密な連携体制を構築しておくことが必要

※水防法第15条の9及び15条の10に基づく

ハード・ソフト対策を一体的に総合的かつ一体的に推進するため「大規模減災協議会」を創設

趣旨

- 協議会は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと、根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築を加速させる。
- 協議会においては、現況施設を上回る(氾濫が発生する)あらゆる洪水の規模の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討のうえ、密接な連携体制を構築する。

熊本県北地域災害に強い地域
づくり協議会

平成28年5月設立

(水防法では、取組期間を概ね
5年としている)

平成30年7月西日本
豪雨や、令和2年7
月豪雨等が発生

<参考:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について(答申)を踏まえた水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について 参照>

熊本県北地域災害に強い地域づくり協議会の重要性・継続性

- ここ数年、全国的に頻発している洪水はその規模が極めて大きく、気候変動による要因が大きいとする言い方が核心的になりつつある。
- 菊池川流域においても、平成30年7月洪水、令和2年7月洪水と、菊池川本川の玉名水位観測所ではん濫危険水位を超過しており、今後はこれ以上の洪水の発生も懸念される。



熊本県北地域では、引き続き、『菊池川流域及び近隣自治体の全体で洪水に備える「**広域連携により災害に強い地域づくり**」を目指す。』としていきたい。

「緊急行動計画」の今後の展開について

- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会）

緊急行動計画 H28～R2（5か年） ※1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了見込み

※1
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※2
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

R3以降

流域治水（流域治水協議会 国管理河川118協議会）

流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会 ※2

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

河川対策の検討

河川整備、ダム建設など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

取組目標 【菊池川】

■5年間で達成すべき目標

菊池川流域及び近隣自治体の全体で洪水に備える
「広域連携により災害に強い地域づくり」を目指す。

■上記目標達成に向けた3本柱の取り組み

菊池川水系では、昭和57年及び平成2年など大きな洪水を経験しており、河川整備計画に基づいた改修を進めている。

流域面積や河川勾配等特徴が異なる多数の支川が流れ、多様な災害（孤立化・土砂災害等）が起こりやすい菊池川の特徴から、ハード整備と合わせ、これまでに経験した事のない災害時においても被害の最小化を図るため、住民自らが迅速かつ的確な避難行動を取るべく自治体と連携協力し、ソフト対策にも積極的に取り組み、「菊池川流域の災害に強い地域づくり」を目指す。

1. 住民自らが避難行動を取るための迅速かつ的確な防災情報提供と水防災学習・教育の推進、水防活動の取り組み強化
2. 流出形態等が異なる多数の支川が流れる特徴を踏まえ、各自治体が広域的に連携できるための仕組みづくり及び施設整備
3. 過去の水害を踏まえた災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備※

※ハード整備に関しては、令和3年度以降は流域治水協議会に諮ります。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組を共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・**要配慮者利用施設における避難確保**: 避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・**多機関連携タイムライン**: 多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・**防災施設の機能に関する情報提供**: ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進: 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化: 地区防災計画等の作成促進、**地域の防災リーダー育成を推進**
- ・住民一人一人の適切な避難確保: マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消: ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策: 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計: 災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保: 代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ: 災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進: 事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化: 大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化: 下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策: 人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策: 樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策: 堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保: ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保: インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

注) 赤字が熊本県北地域災害に強い地域づくり協議会で新たに取組追加予定の項目

平成30年12月13日 社会資本整備審議会 答申
「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」

今年度の取組について

今年度以降の取組方針

これまで取り組んできた取組項目を引き続き実施していくとともに、平成29年6月に示された「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定内容も含め、今年度以降の取組としたい。

今年度以降の追加取組項目案

- ・多機関連携型タイムラインの拡充
- ・防災施設(ダム)の機能に関する情報提供の充実
- ・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・ハザードマップの改良
- ・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
- ・地域の防災リーダー育成の支援
- ・浸水被害軽減地区の指定
- ・適切な土地利用の促進